

オーロラクラブ会員カード約款

第1章 オーロラクラブ会員について

第1条(カードの名称・目的)

オーロラクラブ会員カード(以下、「会員カード」という)は、オーロラ会員(以下、「会員」という)に対し発行されるカードで、会員は、会員カード発行により、株式会社博愛社が提供する各種特典サービス(以下、「当サービス」をいう)を受けられます。

第2条(運営の主体)

会員カードの運営主体は、株式会社博愛社(以下、「当社」という)で、本会の事務局は、さいたま市浦和区高砂 2-13-19 K2 ビル 5F に置きます。

第3条(会員の定義等)

会員とは、オーロラクラブ会員カード会員規約(以下、「本規約」という)をご承認の上、当社指定の方法にてオーロラクラブ会員入会申込みを行った個人の方のうち、当社が入会を承諾して所定の手続きを完了した方をいいます。

2. 前項に定める手続きの完了した日に、会員と当社との間で契約が成立し、当該会員が入会するものとします。

3. 会員は原則として 16 歳以上の個人の方とさせていただきます、法人、団体などは対象外とさせていただきます。

4. 次の各号のいずれかに該当する方は入会をお断りします。また、入会後にその事実が判明した時は直ちに会員資格を取り消させていただきます。

(1) 入会時に虚偽の記載・申請をしたとき。

(2) 暴力団員、暴力団関係団体またはそのほか反社会的勢力の構成員及び関係者、ならびに暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の構成員であるとき。

(3) 当社またはオーロラ・ホール関連施設において暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺等及びこれに類する行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。

(4) 本規約に違反したとき。

(5) そのほか会員として相応しくないと当社が認めたとき。

第4条(入会費及び年会費)

入会費は 5,500 円(消費税込)いただきます。ただし、キャンペーン期間中に限り入会費を減額することがあります。年会費は無料です。

第5条(会員カードについて)

会員になられた方に会員カードを発行いたします。

2. ご利用の際は、必ず会員カード記載のオーロラクラブお客さま会員番号を当社にお伝えください。お伝えいただけない場合は当サービスの提供ができない場合があります。

(葬儀利用:死亡発生以前の入会といたします。)

3. 当サービスは、会員及び会員のご家族、ご親族、会員のご友人、会員からご紹介のあった方等、どなたでもご利用できます。

4. 会員1名様につき、1枚の会員カードを発行いたします。(同一名義で複数の会員カードを申し込むこと、また所有することはできません)

5. 葬儀にて特典をご利用の場合は1回限りとさせていただきます。再利用をご希望の場合は更新事務手数料として1,100円(消費税込)をいただきます。

但し、会員が当社に紹介した者(会員自身のご家族又はご親族を除く)が当該会員の会員カードを用いて会員特典葬儀利用サービスを利用した場合は、特典の再利用に際し、更新事務手数料の支払を免除することとします。

6. 当会員サービスについて他特典とのサービスの併用や当社以外の他社等のサービス利用はできません。

第6条(届け出事項の変更)

住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等に変更があった場合には、必ず当社までご連絡ください。会員の本人確認後、ご登録内容の変更をさせていただきます。

変更届けがございませんと、紛失、破損などの問題が発生した場合、会員資格を喪失し、又は当サービスの一部又は全部が利用できなくなる場合があります。

第7条(会員カードの再発行)

会員カードの紛失または盗難の場合、速やかに当社までご連絡ください。会員の本人確認後、旧会員カードを失効させ、会員が希望する場合は、新しい会員カードを再発行します。尚、再発行にあたっては再発行手数料1,100円(消費税込)をお支払いいただきます。会員カードの再発行を行わない場合、当サービスの一部又は全部が利用できなくなります。

2. 会員カードの再発行は、会員のご本人確認後、会員情報に登録されている住所宛に会員カードを郵送いたします。

第8条(会員資格の喪失)

次の各号のいずれかに該当する場合、会員は、会員資格を喪失するものとします。

(1) 会員が退会を申し出た場合。

(2) 会員が個人情報の削除を請求した場合。(会員の本人の確認後、削除させていただきます)

(3) 入会申込書等に基づく届出事項記載の会員連絡先に連絡ができなくなった場合。

(4) 第3条第4項に基づき会員資格を取り消された場合。
そのほか上記各号に準じる事由のある場合。

第9条(本規約の変更)

当社は、本規約を変更できるものとし、当社が任意に定めた効力発生日から変更後の本規約の効力が発生するものとします。

2. 前項の場合、当社は、効力発生日の1ヶ月以上前の相当な時期までに、利用者に対して、本規約の変更の内容及び効力発生日を通知いたします。但し、当該変更が利用者の一般の利益に適合するとき又は当該変更による利用者の不利益の程度が軽微であると当社が判断したときは、その期間を短縮することができるものとします。

本規約の変更等は、当社ホームページにてお知らせするとともに、電子メールアドレスに登録いただいた会員には電子メールでご通知します。

4. 運営上の都合や天災・その他の非常事態による障害の発生などにより、当サービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。

第10条(会員特典サービスの内容と提供)

会員は以下の特典を利用できます。

当社役務の提供によるオーロラ・ホールでの葬儀式利用に際して、会員特別利用料金の特典を受けることができます。但し、火葬式及び法要・法事利用での特別利用料金の適用はありません。

その他の優待割引

博愛社の取扱商品及び役務サービスについて、本会の特約した内容に基づき優待割引を受けることができます。

事前相談、事前見積などの他、葬祭に関するあらゆるご相談を受けることができます。

博愛社の提携店で割引の特典が受けられます。

その他、当サービスの内容等は、当社ホームページなどの各種媒体にてお知らせいたします。

第2章 個人情報の取扱いについて

第11条(個人情報の取得・管理)

個人情報の取得・管理は当社が別途定める「プライバシーポリシー」に基づいて行うものとします。(http://www.hakuaisha.jp/company/privacy/)

第3章 その他

第12条(当サービスの変更・中止又は終了)

当社は、当社の都合により、当サービスの一部または全部を変更又は終了することがございます。当サービス終了の場合、会員の当サービスの利用に関する一切の権利は、当社が別段の取り扱いを定める旨を会員に対して明示的に通知、告知または公表をしないものとします。

い限り、当サービスの終了により喪失いたします。

第 13 条(免責事項)

会員が当サービスを利用することにより、第三者に迷惑または損害を与えた場合は当事者間の責任において解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

2. 通信状態が原因で、会員が当サービスを利用できなかったことにより何らかの不都合または損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

第 14 条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第 15 条(管轄裁判所)

会員と当社の間で訴訟が生じた場合、本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条(クーリングオフの規定について)

会員は、入会申込日から8日間は、次に規定する【お問合せ／ご相談窓口】宛、書面にて通知することにより、本会への入会申込を撤回することができ、その効力は書面(ハガキまたは封書)を発送した時点から生じます。この場合、入会申込者には解約金等の費用負担はなく、また既にお支払いされている入会金等は遅滞なく全額をお返し致します。

第 17 条

この規約についてのお問合せ、ご相談については下記の本会事務局にて行います。

株式会社 博 愛 社 オーロラクラブ事務局

住所 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-13-19 K2 ビル 5F

電話 0120-02-1879

(令和 2 年 4 月 1 日改訂)

(令和 3 年 4 月 1 日改訂)

(令和 7 年 9 月 1 日改訂)